

# **医療的ケア児等における チームアプローチと多職種連携について**

社会福祉法人 和光会  
相談支援事業所 リトル☆スター  
相談支援専門員 小嶺友実



# 自己紹介

平成24年4月 医療法人和光会入職

岐阜市地域包括支援センター中央南に社会福祉士として勤務

平成25年4月 山田病院地域連携室へ異動

回復期リハビリ病棟、障がいの方の退院調整を担当

平成30年5月 介護支援専門員実務研修 修了

平成30年8月 相談支援専門員初任者研修 修了

令和3年1月 相談支援事業所リトル☆スターへ異動 現職

令和3年4月 岐阜市高度専門分野相談支援事業（医療的ケア）の委託を開始

主担当として医療的ケア児等の相談窓口、研修を企画開催

令和4年4月 医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了



# 高度専門分野相談支援事業

---

## 「業務の目的」

障害児・者、その家族や介護を行う者等のうち、人工呼吸器を装着している等日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児・者等や重症心身障害児・者、強度行動障害児・者、その支援に係る機関からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与するとともに、高度専門分野において支援に係る機関との連携を強化し、支援することを目的とする。

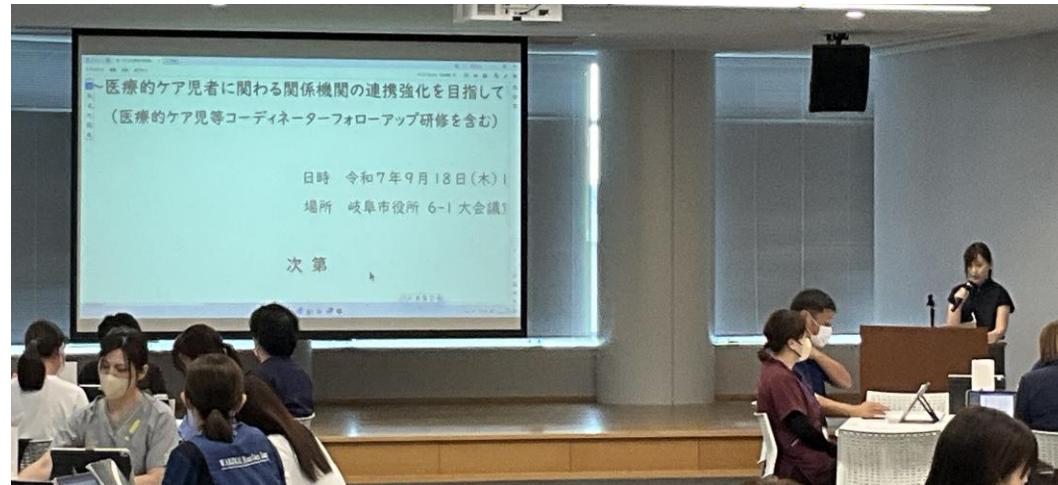


# 高度専門分野相談支援事業 主催研修

- ・年2回開催
- ・令和7年9月18日（木）

医療関係機関（病院等）、保健所・保健センター、訪問看護ステーション、相談支援事業所、基幹サテライト

参加者 約60名



# 本日の内容

---

- ・相談支援専門員、医療的ケア児等コーディネーターとは
- ・多職種連携の必要性、チームでの支援



# 本日の内容

---

- ・相談支援専門員、医療的ケア児等コーディネーターとは
- ・多職種連携の必要性、チームでの支援



# 相談支援専門員、医療的ケア児等コーディネーターとは

---

- ・相談支援、相談支援専門員の役割
- ・医療的ケア児等コーディネーターの役割
- ・障害福祉サービスについて



# 相談支援とは

---

- ・障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図る
- ・障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与する  
(障害者総合支援法第1条より)

厚生労働省「相談支援業務に関する手引き」令和6年3月より



# 相談支援における基本的姿勢

障害福祉分野における相談支援は、利用者のライフステージや心身の状態をはじめとする状況の幅広さ等を踏まえた上で、本人（当事者）主体の視点や個別性の重視、エンパワメントの視点、ストレングスへの着目、権利擁護や意思決定支援の視点を重視している。特に、障害福祉分野において相談支援は、当事者の生存に関わるセーフティーネットであり、人権保障の砦としての側面があることを認識する必要がある。**市町村職員、及び相談支援専門員等は、障害児者及びその家族が抱える複合的な課題を把握し、適切な保健、医療、福祉サービスにつなげる等行政機関その他関係機関との連携に努めることが必要である。**障害児者の生活は千差万別であり、対象者像やそのニーズがより幅広いことに留意し、本人の「できないこと・できない状態」（弱み）ではなく、本人が希望することやできること、経験してきたこと」などの（強み・可能性：ストレングス）に着目することが重要である。

厚生労働省「相談支援業務に関する手引き」令和6年3月より



# 相談支援専門員とは

---

障害のある人やその家族からの相談に応じ、自立した生活を送るために必要な福祉サービスや支援と一緒に考え、計画を立てる専門職。

障害者総合支援法、児童福祉法に基づいて位置づけられている。



# 相談支援専門員になるには

---

## 資格要件

介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士などの国家資格保持者  
一定年数以上の相談支援・福祉実務経験がある人

→「相談支援従事者初任者研修」を修了する必要がある



# 相談支援専門員の役割

---

## ○相談対応

障害のある人や家族からの生活・福祉に関する悩みを聞く。  
就労、生活、医療、福祉サービス利用など幅広く対応。

## ○サービス等利用計画の作成

障害福祉サービスを利用する際に必要な「計画書」を作成。  
どんな支援が必要かを整理し、サービス提供事業者と調整。



# 相談支援専門員の役割

---

## ○関係機関との連携

市町村、医療機関、福祉事業所、学校、就労支援機関などと情報共有・調整。

## ○モニタリング

サービス利用後、実際に生活がどう変わったかを確認。

必要に応じて計画を見直す。



# 相談支援専門員の役割 まとめ

---

相談支援専門員は「障害のある人の伴走者」のような役割

利用者本人の希望を尊重しながら、必要な制度やサービスを結びつけ、安心して暮らせるように支える存在。



# 医療的ケア児等コーディネーター

---

医療的ケア児等コーディネーターとは

人工呼吸器や吸引、経管栄養など日常的に医療的ケアを必要とする子ども（医療的ケア児）やその家族が、地域で安心して生活できるように支援する役割を担う。



# 医療的ケア児等コーディネーターの役割

---

## ○情報の橋渡し

医療機関、学校、福祉、行政、介護サービスなど多様な機関の間に立ち、必要な情報を整理・共有する。

## ○相談支援

家族からの相談を受けて、利用できる制度やサービスを案内する。医療・福祉・教育など関係機関と連携し、支援体制の調整をする。

## ○地域での環境づくり

医療的ケア児が通うことのできる保育園や学校、在宅での生活を支える体制を整えるよう地域に働きかける。



# 医療的ケア児等コーディネーター

---

医療的ケア児等コーディネーターが必要とされる背景には…

医療の進歩により、重い病気や障害を持ちながらも在宅で生活できる子どもが増えたが、家族の負担が大きくなっているのも現状。医療・福祉・教育の調整も複雑になりがち。



☆ 「つなぎ役」としてコーディネーターが必要



# 医療的ケア児等コーディネーターになるには

医療的ケア児等コーディネーターになるには

→自治体や国が実施する養成研修を修了することで認定される

## ○コーディネーター養成研修受講対象者

- ・相談支援専門員、保健師、訪問看護師等、医療的ケア児等への相談業務に従事している者、及び今後相談業務を予定している者。
- ・相談支援専門員、保健師、訪問看護師等、今後地域において医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの役割を担う者、及び予定のある者。

令和6年度 岐阜県医療的ケア児等コーディネーター養成研修実施要項より



# 医療的ケア児等コーディネーターの配置状況

岐阜県庁のホームページに掲載

岐阜県内における医療的ケア児等コーディネーターの配置事業所一覧

令和7年4月1日現在

圏域	市町村	事業所名(施設名称)	法人名等	事業所住所(所在地)	連絡先電話番号
岐阜	岐阜市	障害者総合生活支援センター クロス	社会福祉法人同朋会	岐阜市平和通3-2-1	058-210-2078
		岐阜ヘルパー居宅介護サービス	株式会社岐阜ヘルパー	岐阜市六条北4-6-4	058-276-2424
		岐阜地域児童発達支援センター ポッポの家	岐阜地域児童発達支援センター組合	岐阜市長良東2-140	058-294-5757
		いぶき	社会福祉法人いぶき福祉会	岐阜市島新町5-9	058-233-7445
		ゆりかご成育相談センター	社会福祉法人英集会	岐阜市椿洞1104-1	058-215-0502
		リトル☆スター	社会福祉法人和光会	岐阜市寺田7-86-1	058-255-3031
		岐阜市社会福祉事業団	社会福祉法人岐阜市社会福祉事業団	岐阜市都通2-23	058-252-0936
		岐阜県立希望が丘こども医療福祉センター 児童発達支援センター きらり	岐阜県	岐阜市則武1816-1	058-233-7145
		指定相談支援事業所ゆうゆう	株式会社ゆうゆう介護聖	岐阜市八代3丁目13-13	058-215-1234
		はなみずき苑 指定相談支援事業所	社会福祉法人岐東福祉会	岐阜市大洞3-4-5	058-241-5221
		相談支援事業所 景香	株式会社景香	岐阜市細畑6-8-5	058-201-6530
		あおいケア相談支援事業所	株式会社フロリア	岐阜市須賀2-2-27 メゾンスガ103	058-213-3311
	羽島市	生活サポートはしま・相談支援センター	社会福祉法人万灯会	羽島市正木町大浦445	058-392-2800
		相談支援事業所 あいそら羽島	社会福祉法人豊寿会	羽島市足近町市場1130	058-393-3131



# 障害福祉サービスについて（障害児通所支援）

---

## ○児童発達支援（就学前まで）

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行う。

## ○放課後等デイサービス（就学後から高校卒業まで）

放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練を行い、社会との交流の促進を図るなど、障害児の放課後等の居場所を提供する。

## ○居宅訪問型児童発達支援（～18歳まで）

重度の障害があり外出することが困難な障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施。



# 障害福祉サービスについて（介護給付）

## ○居宅介護（身体介護・家事援助）

自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。また、通院の際にヘルパーが付き添う。※児童の場合は身体介護のみ

## ○短期入所（ショートステイ）

自宅で介護を行う方が病気の場合などに、短期の入所による入浴、排せつ、食事の介護などを行う。

## ○生活介護（高等部卒業後～ 一定条件あり）

常に介護を必要とする方に、主に日中に障害者支援施設などで行われる入浴、排せつ、食事の介護や創作的活動、生産活動の機会の提供などをを行う。



# 障害福祉サービスについて（地域活動支援事業）

## ○訪問入浴サービス事業

常時介護を必要とする重度障がい者（児）で、医師が入浴を認めた方に、自宅にて入浴支援を行う。※申請には医師の意見書が必要となる。



引用元：アサヒサンクリーン株式会社ホームページ

# 本日の内容

---

- ・相談支援専門員、医療的ケア児等コーディネーターとは
- ・多職種連携の必要性、チームでの支援



# 多職種連携の必要性、チームでの支援

---

- ・多職種連携の必要性、チームでの支援
- ・多職種連携で大切なこと



# 多職種連携の必要性、チームでの支援

---

医療的ケア児にとって多職種連携が必要な理由

- ニーズが複雑

医療的ケア児は「医療」「教育」「福祉・生活支援」など幅広い支援を同時に必要とする。



# 多職種連携の必要性、チームでの支援

---

人工呼吸器など医療的な管理（医療）、学校生活の支援（教育）、入浴やレスパイトなど（福祉、生活支援）…

→家族だけでは支えきれないことが多い！

家族は日常的な医療的ケアに加え、制度利用や学校調整などを担うため負担が大きい…

☆専門職が連携することで

家族の役割を分担でき、生活の質を高めることができる



# 多職種連携の必要性、チームでの支援

---

専門性（得意分野が違う）

- ・医師・看護師 → 医療的安全の確保
- ・教員 → 教育的支援
- ・福祉職 → サービス調整や生活支援
- ・行政 → 制度の適用・資源の提供

それぞれ専門性（得意分野）があり、一人（各事業所）では完結できない。

○継続性・安心感の確保に加え、進級・進学、成長、病状変化などライフステージごとに支援の調整が必要。

→多職種が関わっていると、切れ目のないサポートが可能になる。



# 多職種連携の必要性、チームでの支援

---

## ○多職種連携の効果

- ・ 支援が「ばらばら」にならず、子どもと家族が安心して生活できる
- ・ 専門職が一人で抱え込まず、負担を分け合える地域として「受け入れる力」が育つ

☆医療的ケア児の支援は「誰か一人の専門職の力」では困難

→多職種が協力する必要がある



## 多職種連携の必要性、チームでの支援

---

ただし…

○関係者が多いと逆に「連携が形だけ」になったり、「誰が責任を持つのか不明確」になる課題もある。

↓

だからこそ、つなぎ役（コーディネーター）の存在が大事で、チームの目的を共有しながら「子どもと家族の生活」を中心に支援していくことが重要。



# 多職種連携で課題が出やすい場面

---

- ・情報共有が不十分なとき

例) 病院から学校に、病状やケアの手順が十分伝わらず、現場で混乱。→「誰が情報をまとめのか」が曖昧だとトラブルに。

- ・立場や文化の違い

医師は「安全第一」を重視、学校は「子どもの成長や体験」を重視、とゴールのズレが生じることがある。保護者の希望と専門職の判断が食い違うケースも多い。

- ・責任の所在が曖昧

緊急時に「誰が判断・対応するのか」がはっきりしていないと、対応の遅れにつながる。



# 多職種連携で大切なこと

---

## ○共通の目標を持つ

利用者や患者の「生活の質の向上」「安全・安心」を最優先に。各職種が異なる専門性を持つため、目標がぶれないように定期的に確認する。

## ○役割と責任の明確化

誰が何を担当するのかを明確にしておく。曖昧だと情報の抜け漏れや作業の重複が生じる。

## ○情報共有の徹底

ケース会議やカンファレンスでの定期的な情報共有。記録の統一（電子カルテや支援記録の活用）で情報の漏れを防ぐ。



# 職種や専門性の理解

---

## ○コミュニケーションの質

職種間での専門用語の違いを理解し、わかりやすく伝える。疑問や意見は早めに確認・相談する。

## ○柔軟性と尊重

職種や立場による考え方の違いを尊重する。状況に応じて連携方法を柔軟に変更できることが重要。



# 「顔の見える関係」の大切さ

---

## ○信頼関係の構築

定期的な顔合わせやカンファレンスで、互いの人柄や働き方を理解。信頼があると、困ったときに相談しやすくなる。

## ○情報伝達のスムーズ化

実際に会うことで、メールや電話だけでは伝わりにくいニュアンスを共有できる。誤解や摩擦を減らせる。

## ○チームワークの向上

人間関係が良好だと、職種間の協力や助け合いが自然に行われる。利用者にとっても安心感につながる。



## ケース会議について

---

「ケース会議で目的・役割分担をはっきりさせること」「記録を残し、情報を共有すること」が重要。

- 連携がうまくいくと  
→子どもと家族の安心・生活の質（QOL）向上につながる
- 課題があると  
→混乱や不安、支援の穴が生じやすい

★鍵となるのは、コーディネーターがチームの「つなぎ役」として機能すること。



# まとめ

---

多職種連携では

「共通の目標」「役割の明確化」「情報共有」「コミュニケーション」「柔軟性」が重要。

「顔の見える関係」を大切にすることで、信頼関係が築かれ、円滑な連携とチームワークが生まれる。

☆利用者中心の支援を実現するためには、関係性の質も専門性と同じくらい大事。



## 連携の一例 事例

---

- ・年齢6歳
- ・入院中に人工呼吸器を装着
- ・退院に向けて自宅の環境整備、福祉サービスの検討が必要

### ○病院の医療ソーシャルワーカーより相談

人工呼吸器、吸引機、在宅酸素等の手配を進めているが、自宅の受け入れ準備ができていない。入浴等の検討が必要。

カンファレンスは2回予定。

1回目：現状と今後の方向性について 2回目：退院直前の打合せ



## 事例

---

- ・ 1回目のカンファレンスに参加  
現状の把握。家族、関係機関との顔合わせ。  
↓
- ・ 自宅に訪問  
ベッドの位置や医療機器の配置について確認。  
福祉サービスについて説明。訪問入浴の希望あり。  
居宅介護や放課後等デイサービスについては退院後検討。  
↓
- ・ 行政への申請補助。訪問入浴の調整。



## 事例

---

- ・医療ソーシャルワーカーに現状の報告。必要な書類の依頼。  
訪問看護ステーションに現状の報告。  
↓
- ・退院カンファレンスに参加  
ケアプランを作成。訪問入浴の初回介入時に訪問看護の同席を調整。週間の予定を確認。  
↓
- ・退院後に訪問  
訪問入浴の事業所と同行訪問し介入開始を支援。



## 事例

---

モニタリングの定期訪問、適宜相談対応

訪問看護ステーション、訪問入浴事業所からの定期報告

○退院後…

- ・居宅介護（ヘルパー）を利用し家族の負担を軽減。
- ・家族の不安等を訪問看護ステーションに相談。  
→必要に応じて看護師から医師に相談。
- ・状況の変化、成長に応じて対応。



# 連携の一例

---

## ○相談対応した事業所

- ・病院、クリニック
- ・訪問看護ステーション
- ・相談支援事業所
- ・保健センター
- ・障害支援施設 等

## ○相談内容

- ・福祉サービスの説明や申請について
- ・福祉相談窓口としての対応依頼
- ・医療の相談先、連携方法
- ・利用可能な事業所



## 最後に…

---

家族、親族関係の縮小　外国籍の方の増加　貧困等  
利用者・家族の抱える問題が多様化している。

→業務外の対応も多くなっているが誰かがやらなければならない。  
行政、医療、福祉関係者だけでなく、地域付き合いなど  
今よりほんの少し相手を思う気持ち、対応をするだけで救われる  
方がいる



---

ご清聴ありがとうございました

